

令和5年12月13日策定

## 防府市空家等管理活用支援法人指定方針

### 1 趣旨

防府市空家等管理活用支援法人（以下「支援法人」といいます。）の指定等に関する事務取扱要綱（以下「要綱」といいます。）第4条に規定する指定を行う際の方針を定めたものです。

なお、本方針は、指定の状況等を踏まえ、適宜見直すこととします。

### 2 市が求める業務内容

要綱第3条第4号に規定する「本市の空家等対策の推進のために支援法人に行わせる必要があると認められる」業務は、次のとおりとします。

#### 【業務内容】

少なくとも弁護士、土地家屋調査士、建築士及び社会福祉士の資格を有する者が所属する法人において、各分野の専門家が連携して空家等の管理又はその活用に関する相談対応を行うもの

### 3 事前協議

指定の申請にあたっては、必ず事前協議をお願いします。

### 4 申請

#### (1) 申請方法

要綱第2条第1項に規定する申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、以下の提出先に持参又は郵送してください。

#### 【提出先】

〒747-0801

防府市駅南町13番40号

土木都市建設部都市計画課空き家対策室

TEL：0835-25-2238

## (2) 関係書類

- ア 定款の写し
- イ 登記事項証明書
- ウ 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- エ 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- オ 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- カ 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- キ 空家等の管理又は活用等に関する活動実績を記載した書面
- ク 法第24条に規定する業務に関する計画書
- ケ 防府市税の滞納がないことを証する書類
- コ 前各号に掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書類

※ 申請書の様式は防府市公式ホームページからダウンロードできます。

## 5 指定の通知

申請の結果は、申請後おおむね1か月以内に文書で通知します。